

改正

昭和46年3月26日条例第12号

昭和48年3月26日条例第13号

昭和49年3月28日条例第12号

昭和50年3月27日条例第8号

昭和51年3月27日条例第12号

昭和53年3月25日条例第11号

昭和56年3月25日条例第15号

昭和57年3月30日条例第10号

昭和61年3月26日条例第5号

平成7年12月27日条例第32号

平成11年3月26日条例第7号

滑川市心身障害者年金条例

(目的)

第1条 この条例は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に、心身障害者年金（以下「年金」という。）を支給し、障害者の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、義務教育を終了した者で、次の各号の一に該当し、国の手当の支給を受けない者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の国民年金法第56条第1項に規定する障害福祉年金の受給者であつて国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別障害者手当の受給者となつた者以外のものを除く。）をいう。

- (1) 身体障害者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表に定める第1級から第3級までの者
- (2) 知的障害者 富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）第2条の規定に基づき、療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神障害者 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第

2 項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(支給要件)

第 3 条 年金は、市内に引き続き 1 年以上居住している障害者に支給する。

(年金の額及び支給)

第 4 条 年金の額は、次のとおりとし、障害者又はその監護者に支給する。

区分	年金額
身体障害者手帳 1 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級の者	12,500 円
身体障害者手帳 2 級又は精神障害者保健福祉手帳 2 級の者	10,500 円
身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B 又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の者	9,300 円

(認定)

第 5 条 障害者又はその監護者は、年金の支給を受けようとするときは、その受給資格及び年金の額について市長の認定を受けなければならない。

(受給資格そう失の届出)

第 6 条 受給資格の認定を受けた障害者が、当該資格をそう失したときは、その障害者又は監護者は、すみやかに、その旨を市長に届出なければならない。

(不正利得の返還)

第 7 条 偽りその他不正の手段により年金の支給を受けた者があるときは、市長は、既に支払った年金の全部又は一部を返還させるものとする。

(未支払の年金)

第 8 条 年金の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき年金で、まだ支払っていないものがあるときは、その同居の親族にその未支払の年金を支払うことができる。

(受給権の保護)

第 9 条 年金の支給を受ける権利は譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(申告等の義務)

第 10 条 市長は、年金の支給を受けている障害者に対し、年金の支給に必要な事項を申告又は届出をさせることができる。

(規則への委任)

第11条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

(支給の特例)

- 2 この条例の施行の際現に受給資格を有する障害者が、昭和44年6月30日までに第5条の規定による受給認定の申請をしたときは、その障害者に対する年金の支給は、第6条第1項の規定にかかわらず同年4月から始める。

附 則 (昭和46年条例第12号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第13号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第12号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第8号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年条例第12号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第11号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年条例第15号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第10号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 昭和61年3月以前の月分に係る改正前の滑川市心身障害者年金条例による年金は、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年条例第32号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成11年条例第 7 号）

この条例は、平成11年 4 月 1 日から施行する。